

児童遊園用地の セツトバックについて

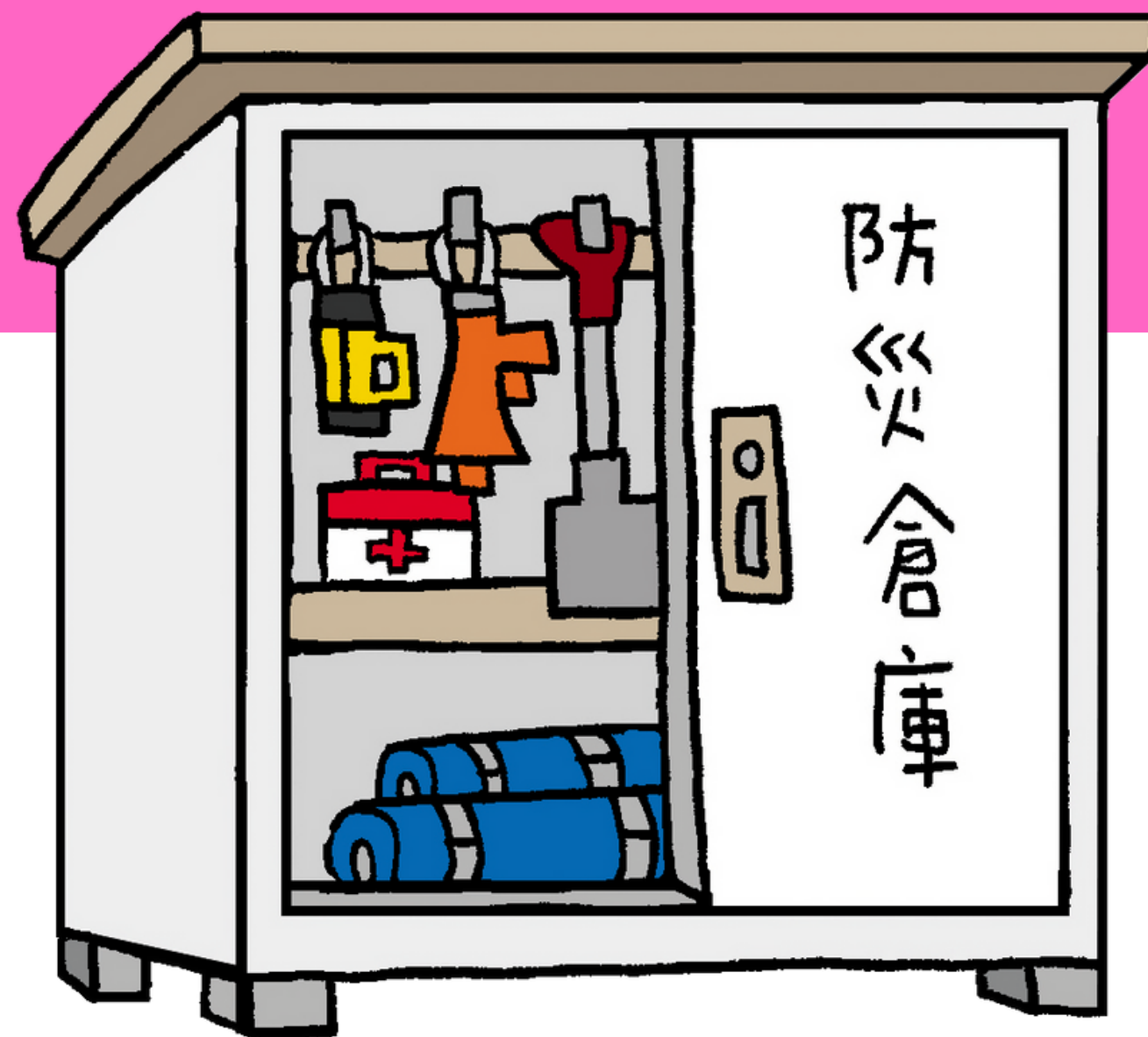
2 項道路に接した
周辺地域の状況に応じた整備を





児童遊園の 防災倉庫の設置について

建築面積の要件の緩和を



港区立公園条例

港区立公園条例

昭和38年10月23日 条例第23号
(令和7年4月1日施行)

条項目次 沿革

本則

第一章 総則

第一条(目的)

第二条(定義)

第二条の二(設置基準)

第二条の三(区民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第二条の四(公園の配置及び規模の基準)

第二条の五(公園施設の建築面積の基準)

第二条の六(公園施設の建築面積の基準の特例)

第二条の七(運動施設の敷地面積の基準)

第二条の八(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第三条(公園の名称等)

第一条(目的) 本条例は、港区立公園の設置及び管理に関する事項について定めることとする。

(区民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第二条の三 区内の都市公園の区民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第二条の四 公園を設置する場合においては、それぞれの公園の特質に応じて区内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止及び都市の良好な景観の形成に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準とし、原則として〇・〇五ヘクタール以上一ヘクタール未満とする。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準とし、原則として一ヘクタール以上とする。

三 主として区民が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園を設置する場合においては、その設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第二条の五 法第四条第一項本文に規定する条例で定める割合は、百分の二とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第二条の六 法第四条第一項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次項から第五項までに定めるとおりとする。

2 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。)第五条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号。以下「省令」という。)第一条の二で定める災害応急対策に必要な施設(次項各号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合は、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち、次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、当該公園の敷地面積の百分の二十(前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。)を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その

ほか、前項に規定する建築物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物

区民の足確保のために



タクシーオンデマンド交通

ちいばす運行継続支援も！

運転手不足！
渋谷区参考に
運賃改定検証



『GOシャトル』を活用した渋谷区デマンド交通実証実験を 9月1日(月)より開始します



渋谷区(区長:長谷部 健)とGO株式会社(代表取締役社長:中島 宏)は、渋谷区内の移動の利便性向上を目指す実証実験として、『GOシャトル』を活用した渋谷区デマンド交通実証実験を令和7年9月1日(月)から令和8年3月31日(火)の期間に実施します。

誰でもタクシーの約半額で利用可能な『GOシャトル』に、渋谷区が高齢者や妊婦などの交通弱者に対して利用料の補助を行うことで、幅広い利用者の乗車を促進し、持続可能な公共交通のあり方を模索します。これにより、誰もが子どもを生み育て、高齢になっても快適に住み続けられる渋谷区の実現を目指します。

すべて人の移動機会の向上を目指し、新たな交通手段であるデマンド交通の実証を実施

『GOシャトル』は、『GO』アプリからご注文いただく相乗りサービスで、本実証実験では笹塚、幡ヶ谷、初台、本町などを中心とした渋谷区北西地域にて運行を行います。2日前から当日15分前までのご予約が可能です。あらかじめ決められた乗降スポット約700箇所の中から乗降地と希望日時を選択の上、予約いただきます。同乗する人数に関わ

地域交通課

白金・白金台地域における新規交通手段のモニター実験結果

1 経緯

白金・白金台地域は、幹線道路には地下鉄や都バス路線が存在するものの、ちいばすの路線がなく、きめ細かい公共交通機関が比較的少ない地域です。

また、高齢者人口が区内で最も多い地域で、坂道が多く、高齢者等の移動に課題があり、『白金地域に「港区コミュニティバス」の運行を求める請願』が平成27年12月に区議会で全会一致により採択され、ちいばすをはじめ様々な交通手段の検証を行いました。(8ページ「表 検証した地域交通サービスのメニュー」を参照)

しかし、この地域は狭い道路が多く、停留所を設置できないなどの理由から、ちいばすや乗合タクシーなどの導入が困難な状況です。

このため区では、停留所を必要とせず、必要なときに呼び出して利用できる一般タクシーを新たな交通手段として検討を進めてきました。

今回、港区総合交通戦略で交通不便地域に位置付けた白金・白金台地域の新規交通手段として、高齢者等の移動制約者を対象に、一般タクシーの無料配車アプリを利用した、デマンド型相乗りタクシーについてモニター実験を実施し、新規交通手段としての有効性などの検証を行いました。

2 モニター実験の概要

(1) 実施期間

平成30年6月1日から8月31日までの3か月間実施しました。
(平成30年9月から11月 アンケート実施、効果検証)

(2) 対象地域 (2ページ・図参照)

「港区総合交通戦略」で設定した白金・白金台地域における交通不便地域を中心とし、より多くのデータを収集するため白金・白金台全域を対象区域としました。

(3) 対象者

この実験では、これまで導入してきたコミュニティバスやシャトルバスと異なり、一般タクシーを新たな交通手段として検討していることから、交通不便地域における「港区コミュニティバス乗車券」受給対象者を対象としました。

なお、対象者は、以下の1つ以上に該当する人となりました。

- 1 70歳以上の方
- 2 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、難病医療費助成を受けている人(港区タクシー利用券の交付を受けている人を除く)



田92

浜95

- ・実施内容：ダイヤの見直し
- ・運行回数：(田92) 15回→6回 (浜95) 13回→13回
- ・実施日：令和7年10月1日(水)

運行区間

田92：品川駅港南口～高浜橋～田町駅東口
 浜95：品川駅港南口～浜松町駅～東京タワー



令和5年度	乗車人員 (人/日)	損益額 (百万円)
田92	662	△10

品97

- ・実施内容：ダイヤの見直し
- ・運行回数：50回→47回
- ・実施日：令和7年10月1日(水)

運行区間

品川駅高輪口～天現寺橋・西麻布・四谷三丁目～新宿駅西口



	乗車人員 (人/日)	損益額 (百万円)
令和5年度	5,568	△39

3. 運賃改定について

15

- ・今後バス業界全体における運転手不足・運行経費の高騰を考慮すると、現在の運行水準を維持することが困難である。
- ・持続的な地域公共交通を目指すには、採算性の確保が重要な課題となっており、運賃設定を検討する必要がある。

(1) 他自治体の事例

市区町村	運行事例	改定内容			乗車人数				逸走率	社会情勢の変化 による影響 ※1	備考
		時期	改定前	改定後	改定前		改定後				
荒川区	さくら	R1.10	150円	160円	H30	3,610人/日	R1	3,393人/日	-6.0%		
荒川区	さくら	R5.3	160円	180円	-	-	-	-	-		
板橋区	りんりん号	R5.11	220円	230円	R4.11	298人/日	R5.11	322人/日	8.4%	○	逸走なし
品川区	しなバス	R6.8	220円	230円	-	-	-	-	-		
調布市	調布市ミニバス (西路線・北路線)	R6.3	220円	230円	-	-	-	-	-		
調布市	調布市ミニバス (東路線)	R6.4	220円	240円	-	-	-	-	-		
町田市	玉ちゃんバス	R5.7	180円	210円	R4.7	1,459人/日	R5.7	1,489人/日	2.1%	○	逸走なし
	かわせみ号					385人/日		384人/日	-0.3%	○	
小金井市	CoCoバス	R5.4	100円	180円	R4	2,465人/日	R5	2,372人/日	-3.7%	○	
東村山市	グリーンバス	H26.6	100円	180円	H25.6	-	H26.6	-	-24.0%		

※1 渋谷区「ハチ公バス」の今後の運行及びデマンド交通の導入検討について（2024年12月23日）